

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2022年 第4回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和4年4月25日(金)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前10時58分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	( 出席人数：18人 )			
		1	鈴木 宏	12	水口 健二
		3	市川 大倫	13	山崎 勇喜
		4	新井 久義	14	大塚 房男
		5	萩原 勝	15	飯島 優子
		6	池上 宏	16	高橋 公彦
		7	川鍋 浩之	17	伊藤 弘子
		8	岡本 勉	18	栗原 健次
		9	横井 貞夫		
		10	福山 裕司		
		11	上原 美子		
		( 欠席人数：1人 )			
	2	小川 利雄			
	事務局	( 出席人数：4人 )			
農業委員会事務局長 寺林 敬峰		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開		
		日程2	農地法第5条(知事)：公開		
		日程3	租税特別措置法適格者証明：公開		
		日程4	春日部市都市計画審議会委員の推薦について：公開		
		日程5	農地法第3条の3(相続等による権利移動)：公開		
		日程6	農地法第4条(届出)：公開		

	<p>日程 7 農地法第 5 条 (届出) : 公開</p> <p>日程 8 農地法第 3 条 (委員会) (取下願) : 公開</p> <p>日程 9 農地法第 5 条 (知事) (取下願) : 公開</p> <p>日程 10 租税特別措置法適格者証明 (取下願) : 公開</p> <p>日程 11 違反転用事案報告 : 公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当 :</p>								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録</p> <p><input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3</td> <td>山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td>1 4</td> <td>大塚 房男</td> </tr> <tr> <td>1 5</td> <td>飯島 優子</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 3	山崎 勇喜	1 4	大塚 房男	1 5	飯島 優子
議席番号	委員氏名								
1 3	山崎 勇喜								
1 4	大塚 房男								
1 5	飯島 優子								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第4回総会を開会いたします。</p> <p>今回は在任委員18名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長欠席のため、私、齋藤より報告いたします。</p>
齋藤会長	<p>本日、午前9時25分より第2委員会室において運営委員会を開催いたしました。議題は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 春日部市都市計画審議会委員の推薦について（依頼及び回答）</li> <li>(2) 「令和5年度県農地利用最適化施策に対する意見」の提出の実施と意見集約への協力について（依頼）</li> <li>(3) 令和5年度農林関係税制改正に関する要望について（依頼）</li> </ol> <p>の3項目について協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>次に、春日部市農業振興審議会について、議席番号1番鈴木宏委員より報告がございます。</p>
委員	<p>去る4月13日に横井農業委員とともに農業振興審議会に出席しましたので報告いたします。案件は農用地区域からの除外が12件、編入が2件ございました。除外については2件問題があり、1件は昨年3月、経営規模拡大を理由として取得したが、作付けしたとはいえない状況で半年も経たずに自己用住宅として変更を申請した件。もう一つは不必要と思われるドライブインへの変更について、時間をかけて話し合われました。</p> <p>農業で生計を立てているような委員は否決、そうでない委員は可決、に分かれました。主な意見は「書類は揃っており、法的に問題ない」や「耕作を殆どしておらず、約束が守られていない。今後、このような案件がどんどん発生してしまうのではないか」というものでした。また「書類だけの判断で具体的な作付けで判断ができるよう、判断基準の明文化をしてほしい」という意見もありました。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案4件</p> <p>日程2、議案第2号、農地法第5条（知事）、1議案9件</p> <p>日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案3件</p>

	<p>日程4、議案第4号、春日部市都市計画審議会委員の推薦について、 1議案1件 となります。</p> <p>なお、日程1、議案第1号「農地法第3条（委員会）」の申請番号10番は、議案書送付前に取下げがありましたので欠番となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号13番山崎勇喜委員、14番大塚房男委員、15番飯島優子委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p>
議長	<p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>それでは、議事にはいります。</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号申請番号11番から14番について、会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条（委員会）について、許可申請が4件ありましたので審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号11番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号12番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の居住地及び保有農地は越谷市です。越谷市の農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号13番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の居住地は越谷市、保有農地は越谷市の外、さいたま市、幸手市、松伏町です。各市町の農業委員会に事務局が確認したところ、申請人はそれぞれの市町で保有農地の耕作を行って</p>

る、とのことでした。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号14番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号11番について、議席番号15番飯島優子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号11番について報告いたします。令和4年4月7日に、齋藤会長、濱野推進委員、遠藤推進委員と私で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、綺麗に耕運され、畑もエンドウ豆やニンニク、パセリ等が栽培されるなど、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号12番について、議席番号6番池上茂委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号12番について報告いたします。令和4年4月11日に、水口農業委員、石井推進委員、横川推進委員、事務局職員3名と私で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号13番について、議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号13番について報告いたします。令和4年4月8日に、小川職務代理、石川推進委員、小川推進委員と私で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号14番について、議席番号5番萩原勝委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号14番について報告いたします。令和4年4月11日に、栗原農業委員、岡田推進委員、中田推進委員と私で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号11番から14番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号11番から14番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号11番から14番について事前審査の報告のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条（委員会）について申請番号11番から14番を許可と決しました。</p>
議長	<p>次に、日程2、議案第2号、農地法第5条（知事）を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により申請番号19番から27番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条（知事）について、許可申請が9件ありましたので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。</p> <p>申請番号19番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は建材の販売・運搬を営んでおり、転用計画は事業用の大型ダンプ6台分の駐車場の設置です。現在は岩槻区で賃借し、砕石、残土、大型パワーショベルを置く資材置場に大型ダンプ6台を置いています。空き地が無く、作業・駐車効率が悪いため、新たに駐車場を設置する申請に至ったとのことです。岩槻区の資材置場兼駐車場は引き続き使用することです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号20番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当し、2022年第1回総会、議案第3号、農地法第5条（知事）申請番号5番でご審議いただき、許可相当と議決いただいた案件に関し、道路採納部分の転用申請となります。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。資金計画については、金融機関の住宅ローン仮審査申込結果が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号21番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事及び工事車両搬入用通路の設置で、以前から田んぼとして耕作していたところ、地盤が軟弱で作業効率が悪いことから、農地改良工事をして畑とするため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設根伐発生土を搬入したあと、表土</p>

を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。工事用車両搬入用通路には鉄板を敷き、農地改良工事申請地まで工事車両を搬入させ、工事完了後は速やかに農地へ復旧するとのことです。改良後は、ネギを作付けする計画です。案内図は13頁、詳細図は14頁、15頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整っており、農地区分は農振農用地です。

次に、議案書3頁、申請番号22番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当し、今回の申請農地に隣接する雑種地2筆と併せて自己用住宅を建築するため申請するものです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画です。資金計画については、金融機関の住宅ローン仮審査申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号23番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は自動車販売業を営んでおり、転用計画は、事業拡大に伴う販売用自動車12台分の車両置場の設置です。現在は松戸市に自己所有の車両置場が3か所、合計120台を置いています。埼玉方面での事業拡大に伴い、新たに車両置場を設置する申請に至ったとのことです。事業拡大を示す根拠資料が添付されていないため、事務局から代理人に対し提出するよう指導を行いました。なお、松戸市の車両置場は引き続き使用するとのことです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号24番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は社会福祉法人で介護事業を営んでおり、転用計画は従業員用駐車場10台分の

設置です。現在使用している駐車場は、法人が営む介護事業施設を利用する高齢者や生活困窮者が利用するため、新たに駐車場を設置するとのことです。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は既設道路側溝に放流します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号25番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は自動車修理業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在賃借使用している車両置場は工場から車で10分程かかる遠隔地にありますが、防犯面も不安なので、工場に隣接し、一体化して使用できる場所に新設する申請です。既存の車両置場は農地転用後、返却するとのことです。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和4年3月14日公告、目的は既存施設の拡張の証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号26番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は不動産管理業を営んでおり、転用計画は駐車場の新設です。今まで近隣の駐車場に駐車していましたが、手狭になったため、駐車場を新設する申請に至った、とのことです。今回設置を申請した駐車場には役員用の車両3台分を置く計画ですが、今まで使用していた駐車場が手狭になった理由を示す書類が添付されていないため、事務局から代理人に対し提出するよう指導を行いましたが、未だに提出がありません。案内図は25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区の地区除外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は、砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、申請法人代表者個人からの融資で、預金通帳の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタ

ール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号27番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、以前から田んぼとして耕作していましたが、隣接する農地より低いため水はけが悪く、耕作及び維持管理が難しいことから、道路と同じ高さまで盛土して耕作を継続するため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。改良後も稲作を行う計画です。案内図は27頁、詳細図は28頁から30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整っており、農地区分は、農振農用地です。

議長

次に、申請番号21番について、議席番号9番横井貞夫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号21番について報告いたします。令和4年4月12日に岡本農業委員、伊藤農業委員、古谷推進委員、田口推進委員、上原推進委員、事務局職員1名及び私の7名で申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号27番について、議席番号11番上原美子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号27番について報告いたします。令和4年4月12日に市川農業委員、大塚推進委員、遠藤推進委員、及び私の4名で、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号19番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号19番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地について、担当地区推進委員に意見を求め

たところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号10番福山裕司委員より申請番号20番から25番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号20番から22番、24番及び25番については、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号23番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし事務局からの説明にもありましたとおり、申請法人の所在地は松戸市で、埼玉方面へ事業拡大のための転用とのことですが、事業拡大の根拠となる資料が未提出であり、資材置場の必要性や適正規模の確認が取れないことから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号18番栗原健次委員より申請番号26番、27番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号26番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし事務局からの説明にもありましたとおり、現在の駐車場の利用状況が分かる書類が未提出であることから、駐車場の必要性や適正規模の確認が取れないため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号27番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されて

いることが確認できました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号23番及び26番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。よって、申請番号23番及び26番と、申請番号19番から22番、24番、25番及び27番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号23番及び26番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号23番及び26番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号19番から22番、24番、25番及び27番を原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号19番から22番、24番、25番及び27番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号6番から8番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号、租税特別措置法適格者証明について、申請が3件ありましたので、審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農

地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。

申請番号6番、詳細は議案書のとおり。案内図は31頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は150日です。

次に、議案書6頁、申請番号7番。詳細は議案書のとおり。案内図は32頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。

次に、議案書7頁、申請番号8番。詳細は議案書のとおり。案内図は33頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人は既に農業経営を開始しており、年間従事日数は100日、今後も農業経営を行うとのことです。

議長 次に、申請番号6番、7番について、議席番号1番鈴木宏委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号6番及び7番について一括して報告いたします。山崎農業委員、朝倉推進委員、根本推進委員及び私の4名で、令和4年4月7日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号8番について、議席番号14番大塚房男委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号8番について報告いたします。  
田口推進委員及び私の2名で、令和4年4月9日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします

議長 次に、議席番号18番栗原健次委員より申請番号6番から8番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号6番から8番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番から8番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号6番から8番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に日程4、議案第4号、春日部市都市計画審議会委員の推薦について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第4号、春日部市都市計画審議会委員の推薦について、推薦依頼がありましたので、審議を求めます。議案書8頁をご覧ください。春日部市都市計画審議会は、幹線道路や用途地域の計画決定、生産緑地や地区計画の指定など都市計画の計画決定や変更に係る事項について、市長の諮問に応じて審議を行う機関でございます。農業委員会から1名の委員を推薦しておりますが、委員の任期が令和4年3月31日で満了となったため、春日部市長からの依頼を受け、改めて春日部市都市計画審議会委員を推薦するもので、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。先月の書面開催による運営委員会及び農業委員全員の意思を確認した結果、議案書9頁にお示しのとおり、現在の審議会委員である山崎委員を引き続き推薦させていただいたところですが、総会の議決をいただく必要がありますので議案とさせていただきます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、春日部市都市計画審議会委員の推薦について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、春日部市都市計画審議会委員の推薦について、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、

日程5 報告第1号、農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

日程6 報告第2号、農地法第4条 (届出)

日程7 報告第3号、農地法第5条 (届出)

日程8 報告第4号、農地法第3条 (委員会) (取下願)

日程9 報告第5号、農地法第5条 (知事) (取下願)

日程10 報告第6号、租税特別措置法適格者証明 (取下願)

日程11 報告第7号、違反転用事案報告

につきましては、議案書の11頁から27頁にお示しのとおりです。

議長

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、2022年第4回総会を閉会いたします。

閉会 (午前10時58分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番